

# がん地域連携パス

神戸大学医学部附属病院

患者支援センター

# がん地域連携パスに関わる診療報酬

## 計画策定病院

神戸大学医学部  
附属病院

紹介

診療情報提供

## 連携医療機関

地域の病院  
・診療所

### 退院前

- ・ 地域連携パスの説明・同意
- ・ 必要書類の送付（次頁参照）

### 退院時又は退院後30日以内

- ・ がん治療連携計画策定料 1（750点）  
を1回限り算定

- ・ がん治療連携指導料（300点）を月1回算定  
地域連携診療計画に基づいた治療を行い、  
計画策定病院に診療情報を文書により提供

# 必要書類の送付について

貴院との連携を希望する場合、下記の4点の文書を事前に当院よりFAX送付させていただきます。

- ①診療情報提供書
- ②連携パス運用開始（依頼）届兼受入確認票
- ③同意書（写し）
- ④決定した連携医療機関の一覧

⇒受け入れの可or不可を上記文書②へ記載いただき、当院患者支援センターまでFAX送付願います。

## B005-6-2 がん治療連携指導料 300点

### ○注1

区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料1を算定した患者であって入院中の患者以外のものに対して、地域連携診療計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得たうえで、計画策定病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定する。

### ○注2

注1の規定に基づく計画策定病院への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料（I）の費用は、所定の点数に含まれるものとする。

但し、がん疾患や当該病状以外の疾患に係る診療情報提供であれば、同月内での算定は可能です。

パスに従った定期の情報提供の時期以外に、患者の状態等の変化により、拠点病院に対し治療方針等の相談・変更が必要になった際、情報提供を行った場合も算定可能です。（但し、当該月においてがん治療連携指導料を算定している場合は算定できません。

パスの種類により、腫瘍マーカーの検査を行ったものは、検査料ではなく悪性腫瘍特異物質治療管理料（区分B0013）を月1回に限り算定できます。

## 近畿厚生局への届出について

平成24年4月の診療報酬改定により、近畿厚生局への届出は、地域がん診療拠点病院が行うことになり、ご協力いただける医療機関からの届出は必要ありません。

**この度は、がん地域連携パスにご協力  
いただき誠にありがとうございます。  
がん地域連携パスに係る診療報酬等  
についてご案内させていただきますので、  
ご確認ください。**

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

患者支援センター TEL : 078-382-5111(内線5522)

FAX : 078-382-6710